

## 広島市止水板設置補助金交付要領

第1条 この要領は、広島市止水板設置補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、要綱に定めのない事項について、定めるものである。

第2条 要綱第6条第1項第2号の事業を自ら行う場合とは、建設業法（昭和二十四年法律第百号）別表第一に掲げる土木工事業、建築工事業等の止水板の設置工事を適切に行うことができる業者以外の者により、工事を行う場合とする。

第3条 要綱第7条の交付の申請は、申請しようとする年度の1月末日（土日祝日に当たる場合は、その直前の土日祝日ではない日とする。）までに行うものとする。

2 要綱第7条第8号の「その他、市長が必要とする書類」は、次の各号に掲げる場合、それぞれ当該各号に掲げる書類とする。

- (1) マンション等の分譲集合住宅への設置を申請する場合 管理組合の総会の決議書等、関係者の同意が得られていることを確認できる書類
- (2) 転入日等の関係で要綱第7条第7号の納税証明書が提出できない場合 転入日又は転入予定日、転出地、その他必要な事項を記載した納税証明書の不添付理由書

第4条 要綱第10条において、交付決定の年度の別に定める日とは、交付決定の年度の2月末日（土日祝日に当たる場合は、その直前の土日祝日ではない日とする。）とする。

第5条 対象建物等の所有者が既に死亡しているにもかかわらず、相続登記が未済となっている場合は、当該建物等の相続人を所有者とみなすことができる。ただし、この場合においては、相続人（相続人が複数名いる場合は代表者）の誓約書の提出が必要となる。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。